

島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者等監査要綱

平成26年3月31日告示第14号

改正 平成30年7月18日告示第27号 令和5年4月13日告示第21号

令和6年5月28日告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第4条5号に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定基準)

第3条 監査は、次の各号に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 長崎県、市町村及び連合会からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導において確認した情報

法第23条及び島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成26年島原地域広域市町村圏組合告示第13号）により指導を行った結果、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

（監査方法等）

第4条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 監査通知

監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定及び目的、監査の日時及び場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を監査実施通知書（[様式第1号](#)）により通知する。ただし、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

(2) 報告等

島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、指定基準違反等の確認について必要があると認められるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査体制

2名以上で班を編成し、実施する。

(4) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後、原則30日以内に、監査結果通知書（[様式第2号](#)）によりその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、監査結果通知書（[様式第2号](#)）により通知をした事項について、結果通知後、原則 30 日以内に、改善状況報告書（[様式第3号](#)）により報告を求めるものとする。

(5) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第 5 章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、改善勧告書（[様式第4号](#)）により基準を遵守すべきことを勧告することができる。勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に勧告事項改善状況報告書（[様式第5号](#)）により報告を行うものとする。また、当該サービス事業者等が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

イ 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、改善命令書（[様式第6号](#)）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。なお、命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に命令事項改善状況報告書（[様式第7号](#)）により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

管理者は、指定基準違反等の内容等が、法第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 115 条の 19 各号及び第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合には、指定取消通知書（[様式第8号](#)）により、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は指定効力停止通知書（[様式第9号](#)）により、期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。なお、指定の取消等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指定の取消等に至った経緯等を長崎県知事に届け出るとともに、公示しなければならない。

(6) 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(7) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について、法第 22 条第 3 項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業所等に対し、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

(国等への報告)

第 5 条 監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行い、長崎県長寿社会課へ通知する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年 7 月18日告示第27号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 13 日告示第 21 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 5 月28日告示第18号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現にある改正前の様式(以下、「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下、「新様式」という。)により提出されたものとみなす。

3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

島 広 介 第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者 職・氏名） 様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

監査実施通知書

このことについて、島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者等監査要綱に基づき、下記により監査（立入検査）を行うこととしたので通知します。

記

1 日時

年 月 日（ ） : ～

2 場所

事業所

3 監査対象

4 監査担当者

課 職・氏名

5 出席者

事業所管理者、サービス提供責任者、介護報酬請求担当者 ほか

6 準備すべき書類

7 監査の根拠規定

介護保険法第 条

島 広 介 第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者 職・氏名） 様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

監査結果通知書

このことについて、島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者等監査要綱に基づき、 年 月 日に実施した標記監査の結果を下記のとおり通知します。

なお、是正又は改善を要する事項について所定の措置を講ずるとともに、改善結果の報告を要する事項については、改善状況報告書（様式第3号）により 年 月 日までに改善結果を報告してください。

記

- 1 対象事業所
（事業種別）
（事業所名）

- 2 指摘事項
 - (1)
 - ア

様式第3号（第4条関係）

改善状況報告書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
事業種別
事業所所在地

年 月 日 島広介第 号により指導のあった事項について、次のとおり改善状況を報告します。

指 摘 事 項	改 善 （ 対 応 ） 状 況

返還（予定）金額

円

（うち、介護報酬分 円、自己負担分 円）

（注）改善状況が確認できる書類等を適宜添付すること。（例：過誤調整が確認できる書類、変更届書等の写し、勤務体制が確認できる書類など）

島 広 介 第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者 職・氏名） 様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

改善勧告書

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第○条第○項の規定、並びに島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者等監査要綱に基づき、 年 月 日に実施した監査（実地検査）等の結果、改善を要する事項があると認められましたので、法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る改善期限までに、勧告に従わなかったときは、法第 条第 項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 条第 項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、その旨を公示することとなります。

記

1 対象事業所

（事業種別）

（事業所名）

2 勧告理由

省令を遵守していないと認めた事項は次のとおりです。

(1)

(2)

3 勧告事項

上記2について、次のとおり改善を勧告します。

(1)

(2)

（注：基準違反に該当するものだけを記載すること。）

4 改善期限

年 月 日

5 改善報告書の提出

- (1) 勧告事項改善状況報告書（様式第5号）にこの勧告に係る改善状況を記載し、その理由を客観的に確認できる資料を添付してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (2) 勧告事項改善状況報告書の提出期限は、年 月 日とします。
- (3) 改善状況を確認するために、場合によっては、事業所を訪問すること等があります。

6 備考

(1) 勧告に従わなかったときの公表の方法

原則として、当該勧告内容を島原地域広域市町村圏組合及び構成市の公式ホームページに掲載するとともに、必要に応じて報道機関へ情報を提供します。

(2) 命令をした場合の公示の方法

島原地域広域市町村圏組合及び構成市の広報誌及び公式ホームページに掲載するとともに、報道機関へ情報を提供します。

様式第5号（第4条関係）

勧告事項改善状況報告書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
事業種別
事業所所在地

年 月 日 島広介第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善状況を報告します。

指 摘 事 項	改 善 （ 対 応 ） 状 況

返還（予定）金額
円
（うち、介護報酬分 円、自己負担分 円）

（注）改善状況が確認できる書類等を適宜添付すること。（例：過誤調整が確認できる書類、変更届書等の写し、勤務体制が確認できる書類など）

島 広 介 第 号
年 月 日

（事業者名）
（代表者 職・氏名） 様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

改善命令書

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第 条第 項の規定、並びに島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者等監査要綱に基づき、 年 月 日付 島広介第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められますので、法第 条第 項の規定に基づき下記のとおり改善を命じるとともに、法第 条第 項の規定に基づき、当該改善命令について公示いたします。

つきましては、期限までに速やかに改善のうえ、その改善状況については、 年 月 日までに命令事項改善状況報告書（様式第7号）により報告してください。

なお、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、法第 条第 項の規定に基づき指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

- 1 対象事業所
（事業種別）
（事業所名）

- 2 命令事項
(1)

ア

- 3 改善期限
年 月 日

- 4 教示
審査請求

(1) この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算し

て3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。

- (2) この決定の取消しを求める訴訟は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として提起することができます。

ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第4条関係）

命令事項改善状況報告書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
事業種別
事業所所在地

年 月 日 島広介第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善状況を報告します。

命 令 事 項	改 善 （ 対 応 ） 状 況

返還（予定）金額
円
（うち、介護報酬分 円、自己負担分 円）

（注）改善状況が確認できる書類等を適宜添付すること。（例：過誤調整が確認できる書類、変更届書等の写し、勤務体制が確認できる書類など）

島 広 介 第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者 職・氏名） 様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

指定取消通知書

下記の事業所に係る事業者指定について、介護保険法（平成9年法律第123号）第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 対象事業所

- (1) 事業種別
- (2) 事業所名
- (3) 所在地
- (4) 事業所番号

2 指定取消年月日

年 月 日

3 指定取消理由

4 教示

審査請求

- (1) この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しを求める訴訟は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として提起することができます。

ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

島 広 介 第 号
年 月 日

（事業者名）

（代表者 職・氏名） 様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

指定効力停止通知書

下記の事業所に係る事業者指定について、介護保険法（平成9年法律第123号）第 条
第 項の規定に基づき、下記のとおり指定の効力を停止します。

記

1 対象事業所

- (1) 事業種別
- (2) 事業所名
- (3) 所在地
- (4) 事業所番号

2 指定効力停止の範囲

3 指定効力停止の期間

4 指定効力停止の理由

5 教示

審査請求

- (1) この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しを求める訴訟は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として提起することができます。

ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。